(目的)

第1条 この要領は、成田市こども計画策定支援業務委託の受注者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

# (選定審査委員会)

- 第2条 プロポーザルによる受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 受注者を選定するための方針の決定
  - (2) 企画提案内容等の評価・審査及び業者の選定
  - (3) その他必要な事項
- 2 委員会は、健康こども部長、子育て支援課長、保育課長、健康増進課長、社会 福祉課長、生涯学習課長の合計 6 名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は健康こども部長、副委員長は子育 て支援課長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## (企画提案書提出者の参加資格等)

第3条 企画提案書提出者(以下「提出者」という。)は、成田市こども計画策定 支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。) に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加申請書類を提出すること で参加表明手続きを行うものとする。

### (審査及び評価)

- 第4条 委員会が、業者を選定するための審査方法及び評価基準は、第2条第1項 第1号で決定した選定方針によるものとする。
- 2 事務局は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次評価を 行う。また、委員会は、企画提案書が提出されたものの審査を行う。
  - (1) 第一次評価は書類審査とし、提出された書類を基に、事務局が評価基準により審査する。企画提案者が6者以上のときは、第一次評価の結果により5者程度を選定し第二次評価を行うものとする。企画提案者が5者に満たないときは、

全企画提案者を第二次評価に進出させることとする。

(2) 第二次評価は、委員会において、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、企画提案書の内容及びプレゼンテーション、質疑応答等により、評価基準に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して順位を決定する。

# (優先交渉権及び交渉順位の確定)

- 第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定し、次順位の 者を次点交渉権者とする。
- 2 審査の結果において評価得点が総評価得点の6割に満たない場合は、優先交渉 権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金 額の安価な提案者を優先交渉権者とする。
- 3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その 通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければな らない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

# (失格条項等)

- 第6条 提出者が次の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。
  - (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
  - (6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
  - (7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

### (受注者の決定及び選定結果の通知)

- 第7条 委員会は、第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市 長に報告しなければならない。
- 2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

## (企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書は、返却しないものとする。

## (事務局等)

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、健康こども部子育て支援課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年11月30日から施行し、令和6年3月31日限り、その 効力を失う。